

地域の子供・子育て支援に係る主な事業・平成31年度新規事業

○区市町村における子供家庭支援センター設置状況 及び子供家庭在宅サービス事業実施状況 ……	1
○子供家庭支援センター地域支援力強化に向けた取組 ……	2
○子育て短期支援事業（ショートステイ・要支援家庭を対象としたショートステイ・トリライトステイ）…	4
○ショートステイ事業の拡充 ……	5
○子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）概要 ……	6
○ふらっとひろば事業 ……	7
○子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業 ……	8
○令和元年度「子供食堂推進事業」について ……	9
○令和元年度「子供の居場所創設事業」について ……	10
○学童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）について ……	12
○東京都における学童クラブ事業の状況 ……	13
○学童クラブに対する都の支援 ……	14
○都型学童クラブ事業について ……	15
○東京都放課後子供教室の概要 ……	16
○都型一体型学童クラブモデル事業の実施 ……	17
○利用者支援（体制強化）事業の概要 ……	18

区市町村における子供家庭支援センター設置状況及び子供家庭在宅サービス事業実施状況(平成30年10月1日現在)

◆ 子供家庭支援センター種別

(1) ☆小規模型実施無 54(23区26市5町) △ 小規模型実施 7(1町6村) (2) ()内は小規模型実施無の自治体数

	センター種別	要保護協議会	乳児家庭全訪問	養育支援訪問	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
千代田区	☆	○	○	○	○	○		○	○
中央区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
港区	☆	○	○	○	○	○		○	○
新宿区	☆	○	○	○	○	○		○	○
文京区	☆	○	○	○	○	○		○	○
台東区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
墨田区	☆	○	○	○	○	○		○	○
江東区	☆	○	○	○	○	○		○	○
品川区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
目黒区	☆	○	○	○	○	○		○	○
大田区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
世田谷区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
渋谷区	☆	○	○	○	○	○		○	○
中野区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
杉並区	☆	○	○	○	○	○		○	○
豊島区	☆	○	○	○	○	○		○	○
北区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
荒川区	☆	○	○	○	○	○		○	○
板橋区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
練馬区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
足立区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
葛飾区	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
江戸川区	☆	○	○	○	○	○		○	○
小計	23(23)	23	23	23	23	23	11	23	23

	センター種別	要保護協議会	乳児家庭全訪問	養育支援訪問	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
八王子市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
立川市	☆	○	○	○	○	○		○	○
武蔵野市	☆	○	○	○	○	○		○	○
三鷹市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
青梅市	☆	○	○	○	○	○		○	○
府中市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
昭島市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
調布市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
町田市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
小金井市	☆	○	○	○	○	○		○	○
小平市	☆	○	○	○	○	○		○	○
日野市	☆	○	○	○	○	○	○	○	○
東村山市	☆	○	○	○	○	○		○	○
国分寺市	☆	○	○	○	○	○		○	○
国立市	☆	○	○	○	○	○		○	○
福生市	☆	○	○	○	○	○		○	○
狛江市	☆	○	○	○	○	○		○	○
東大和市	☆	○	○	○	○	○		○	
清瀬市	☆	○	○	○	○	○		○	○
東久留米市	☆	○	○	○	○	○		○	○
武蔵村山市	☆	○	○	○	○	○		○	○
多摩市	☆	○	○	○	○	○		○	○
稲城市	☆	○		○	○	○		○	○
羽村市	☆	○	○	○	○	○		○	○
あきる野市	☆	○	○	○	○	○		○	○
西東京市	☆	○	○	○	○	○		○	○
小計	26(26)	26	25	26	26	26	7	26	25

	センター種別	要保護協議会	乳児家庭全訪問	養育支援訪問	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
瑞穂町	☆	○	○	○	○	○		○	○
日の出町	☆	○	○	○	○	○		○	○
檜原村	△	○							
奥多摩町	☆	○	○	○					○
小計	4(3)	4	3	3	2	2	0	2	3

	センター種別	要保護協議会	乳児家庭全訪問	養育支援訪問	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
大島町	☆	○	○	○	○			○	
利島村		(虚防ネットワーク有)							
新島村	△	○	○					○	
神津島村	△	○	○		○				
三宅村	△	○	○	○	○			○	
御蔵島村	△	○							
八丈町	☆	○		○	○				
青ヶ島村		(虚防ネットワーク有)							
小笠原村	△	○	○						
小計	7(2)	8	5	3	4	0	0	3	

	センター種別	要保護協議会	乳児家庭全訪問	養育支援訪問	一時預かり	ショートステイ	トワイライトステイ	子育てひろば	ファミリーサポートセンター
合計	60(54)	60	56	55	55	51	18	54	51

背景

○子供家庭支援センターは、児童と家庭に関する相談の一義的な窓口として位置づけられ、地域で重要な役割を担っている。
 ○平成30年7月に、国は「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を発表
 ⇒都において、児童と家庭に対する相談体制の充実を図るために、子供家庭支援センターの機能強化を図り、児童虐待の早期発見・早期対応をはじめとした地域における児童相談体制を更に整備する。

平成31年度の取組

事業1 主任虐待対策ワーカー事業＜経験年数の長い虐待対策ワーカーに対する加算補助＞

経験が豊富なワーカーの定着を図り、安定したケースワークを実施するため、子家センにおける経験年数が満3年以上（勤続4年目以降）の「主任虐待対策ワーカー」を配置する区市町村に補助を行う。

補助率	1／2
補助基準額	1人あたり7,000千円 ※児童人口35,000人以上の自治体については、2人まで補助対象とすることができる。 ※子供家庭支援区市町村包括補助事業にて補助
補助の要件	※子供家庭支援センターにおける経験年数が3年以上の虐待対策ワーカーを「主任虐待対策ワーカー」と位置付ける。 ※主任虐ワーカーは、児童福祉司任用資格を有し、虐待相談等に従事するものとする。 ※主任虐ワーカーを配置する初年度については、前年度と比較して、相談対応職員が増員していることを要件とする。 ※主任虐ワーカーの人件費は、他の補助金（包括補助「子供家庭支援センター事業」等）に重複申請できない。



事業2 子供家庭支援センター センター長に対する研修の拡充

子家セン職員を統括する立場であるセンター長の資質向上に向けた支援のため、都が主催する 地域子育て支援研修 II 子供家庭支援センター研修のうち「センター長研修」の規模を拡大する。

＜現状＞

「新任センター長研修」 年1回（児相・子家の役割に関する講義・演習、一時保護所見学等）
 「センター長研修」 年1回（死亡事例検証等）



＜見直し後＞

「新任センター長研修」 年2回
 「センター長研修」 年3回
 ※従来の研修に加え、マネジメントに係る研修等を導入



事業3 要保護児童対策地域協議会活性化促進事業＜子家セン事務クラークの配置＞



要保護児童対策地域協議会の実務者会議や個別ケース検討会議を、必要な時に円滑に開催するために、会議開催に向けた事務を行う事務職員を配置する自治体に対し、必要な経費を補助する。
ただし、実務者会議について自治体内を複数の地区に分けて開催することを条件とする。

補助基準額	事務職員 1 人あたり 2,333 千円 ※児童人口 35,000 人以上の自治体については、2 人まで補助対象とすることができる。 ※子供家庭支援区市町村包括補助事業にて補助
補助率	1 / 2
補助の要件	※ 要対協実務者会議を（中学校区等）地区別に行うこと、またケース進行管理台帳を作成し、6 ヶ月以内に見直すことを要件とする。

事業4 地域の相談対応力強化事業

平日の夕方以降（19 時を超えて）又は土日に、開所または電話での相談体制を整備する子供家庭支援センターに対し、体制確保に必要な経費（人件費等）を補助する。（正規の勤務時間を超えた時間に要した経費を補助基準額の範囲内で補助する。）



補助内容	【1】平日に 19 時を超えて開所する場合に必要な経費を補助する。来所による窓口相談機能を備えることが必要。 【2】土曜日及び日曜日に窓口相談または電話相談機能を備える場合に必要経費を補助する。 ※【1】【2】については、選択しての実施が可能。
補助基準額	【1】平日夕方以降の開所（開所時間により単価を段階設定） 【2】土日の開所 1,952 千円 ※子供家庭支援区市町村包括補助事業にて補助
補助率	1 / 2
補助の要件	【1】週 3 回以上の実施で補助対象とする。 【2】土曜日及び日曜日に 5 時間以上開所または電話相談対応をすることを要件とする。 【1】【2】祝日・年末年始の開所は補助要件としない。ただし、緊急時の連絡体制を必ず整備すること。

【1】の基準額内訳

区分	単価基準	補助基準単価
単価①	19 時を超えて 19 時 30 分より前	1,701 千円
単価②	19 時 30 分以降 20 時より前	2,065 千円
単価③	20 時以降 20 時 30 分より前	2,430 千円
単価④	20 時 30 分以降 21 時より前	2,795 千円
単価⑤	21 時以降 21 時 30 分より前	3,159 千円
単価⑥	21 時 30 分以降 22 時より前	3,523 千円
単価⑦	22 時 00 分以降	3,888 千円

子育て短期支援事業(ショートステイ・要支援家庭を対象としたショートステイ・トワイライトステイ)

	短期入所生活援助（ショートステイ）事業	要支援家庭を対象としたショートステイ事業	夜間養護等（トワイライトステイ）事業																																
事業開始	平成7年度（現行の負担割合での実施は平成26年度から）	平成27年度	平成7年度（現行の負担割合での実施は平成26年度から）																																
制度	国制度	国制度を基本とした都の独自事業（上乗せ事業）	国制度																																
実施主体	区市町村	区市町村	区市町村																																
概要	保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、実施施設において養育・保護を行う。	保護者の強い育児疲れ、育児不安又は不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやそのリスク等が見られる家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、又は児童の生活の場を一時的に家庭から移すことがふさわしいと区市町村が判断した場合等に、一定期間、実施施設において児童を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行うことにより、保護者の心身の安定及び育児に関する負担感の軽減を図り、地域における支援体制を確立することで、児童の健やかな成長を支援すること及び保護者が安心して育児に取り組む環境を整えることを目的とする。	保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を実施施設において預かり、生活指導、食事の提供等を行う。																																
対象児童	下記の事由に該当する家庭の児童（0歳～18歳未満）又は母子等 ①児童の保護者の疾病 ②育児疲れ・慢性疾患児の看病疲れ・育児不安など身体上又は精神上的の事由 ③出産・看護・自己・災害・失踪など家庭養育上の理由 ④冠婚葬祭・転勤・出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 ⑤経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合	下記の事由に該当する家庭の児童（0歳～18歳未満） ① 児童の保護者の強い育児疲れ、育児不安など身体上又は精神上的の課題がある場合 ② 不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやそのリスク等が見られる場合	下記の事由に該当する、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童（0歳～18歳未満） ①保護者の仕事等の理由により養育することが困難となった場合 ②その他緊急の必要がある場合																																
保護期間	7日以内 ※区市町村長が必要と認めた場合、必要最小限の範囲内で延長可	14日以内 ※区市町村長が必要と認めた場合、必要最小限の範囲内で延長可	夜間（概ね午後10時まで）・宿泊、休日																																
実施施設	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設	児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設																																
保護者負担	区市町村ごとに決定（1泊平均3,000円前後）	無料（都と区市町村が負担）	区市町村ごとに決定（1日平均1,500円前後）																																
補助制度（運営費）	子ども・子育て支援交付金（国1／3、都1／3、区市町村1／3） <table><tr><th></th><th>補助基準額</th></tr><tr><td>2歳未満児、慢性疾患児（1日当たり）</td><td>8.64千円</td></tr><tr><td>2歳以上児（1日当たり）</td><td>4.73千円</td></tr><tr><td>緊急一時保護の母親（1日当たり）</td><td>1.2千円</td></tr><tr><td>児童の付き添いの実施（1日当たり）</td><td>1.86千円</td></tr></table>		補助基準額	2歳未満児、慢性疾患児（1日当たり）	8.64千円	2歳以上児（1日当たり）	4.73千円	緊急一時保護の母親（1日当たり）	1.2千円	児童の付き添いの実施（1日当たり）	1.86千円	子供家庭支援区市町村包括補助事業（補助率1／2） ※宿泊に係る経費については7日目までは子ども・子育て支援交付金にて補助 <table><tr><th></th><th>補助基準額</th></tr><tr><td>ショートステイ支援員配置（1施設当たり）</td><td>6,042千円</td></tr><tr><td>*2歳未満児、慢性疾患児（1日当たり）</td><td>8.64千円</td></tr><tr><td>*2歳以上児（1日当たり）</td><td>4.73千円</td></tr><tr><td>通園、通学に係る費用（1日当たり）</td><td>2千円</td></tr><tr><td>保護者負担に係る費用（1日当たり）</td><td>対象経費の実出費額</td></tr></table>		補助基準額	ショートステイ支援員配置（1施設当たり）	6,042千円	*2歳未満児、慢性疾患児（1日当たり）	8.64千円	*2歳以上児（1日当たり）	4.73千円	通園、通学に係る費用（1日当たり）	2千円	保護者負担に係る費用（1日当たり）	対象経費の実出費額	子ども・子育て支援交付金（国1／3、都1／3、区市町村1／3） <table><tr><th></th><th>補助基準額</th></tr><tr><td>基本分（1日当たり）</td><td>0.9千円</td></tr><tr><td>宿泊分（1日当たり）</td><td>0.9千円</td></tr><tr><td>休日預かり事業（1日当たり）</td><td>2.01千円</td></tr><tr><td>児童の付き添いの実施（1日当たり）</td><td>1.86千円</td></tr></table>		補助基準額	基本分（1日当たり）	0.9千円	宿泊分（1日当たり）	0.9千円	休日預かり事業（1日当たり）	2.01千円	児童の付き添いの実施（1日当たり）	1.86千円
	補助基準額																																		
2歳未満児、慢性疾患児（1日当たり）	8.64千円																																		
2歳以上児（1日当たり）	4.73千円																																		
緊急一時保護の母親（1日当たり）	1.2千円																																		
児童の付き添いの実施（1日当たり）	1.86千円																																		
	補助基準額																																		
ショートステイ支援員配置（1施設当たり）	6,042千円																																		
*2歳未満児、慢性疾患児（1日当たり）	8.64千円																																		
*2歳以上児（1日当たり）	4.73千円																																		
通園、通学に係る費用（1日当たり）	2千円																																		
保護者負担に係る費用（1日当たり）	対象経費の実出費額																																		
	補助基準額																																		
基本分（1日当たり）	0.9千円																																		
宿泊分（1日当たり）	0.9千円																																		
休日預かり事業（1日当たり）	2.01千円																																		
児童の付き添いの実施（1日当たり）	1.86千円																																		
平成30年度実績	23区26市2町	10区1市	15区8市																																

ショートステイ事業の拡充

事業目的

1 当日予約によるショートステイの利用が可能な体制の整備

ショートステイ実施施設において、事前の予約がない当日の申込みにも対応し、必要なときにショートステイを利用できる体制を整備する。

2 協力家庭の活用を促進し地域におけるショートステイの実施体制を確保

協力家庭に対するショートステイ事業の委託を促進し、身近な地域における預かり先を確保する。

事業内容

1 利用枠の常時確保

原則として、ショートステイの当日受け入れを可能とする体制を整備する自治体に対し、利用枠を常時確保するための経費を補助

【利用枠 1 枠あたり単価（年間）】

⇒3,154千円（2歳未満児、慢性疾患児のための枠の場合）

⇒1,727千円（2歳以上児のための枠の場合）

（子供家庭支援区市町村包括補助事業による補助。令和2年度まで補助率10／10 以降1／2）

※ 常時確保枠が実際に利用された場合は、その経費は子ども・子育て支援交付金の対象とし、本事業の対象分から差し引く。

※ 養育者が入院や事故などで不在となる場合など、ショートステイの利用が必要と区市町村が認める場合に、所得に関わらず利用料を免除する取組を行うことを補助の要件とする。利用料の免除分については、子ども・子育て支援交付金の1日あたり単価を上限に補助する。

2 協力家庭の活用

ショートステイに協力家庭を活用する自治体に対し、協力家庭への報酬を上乗せするための経費を補助

【1日あたりの補助上限】

⇒5,000円

（子供家庭支援区市町村包括補助事業による補助。平成32年度まで補助率10／10 以降1／2）

※ 2歳以上児のみを対象とする。

※ 協力家庭に対して研修を実施することを補助の要件とする。（研修内容は、地域の実情に応じ必要なものを自治体で企画し実施）

※ 子ども・子育て支援交付金の補助単価を超えた額を協力家庭に対して支払う場合に、補助対象となる。

（利用者負担額は補助対象から差し引く。）

※ 養育者が入院や事故などで不在となる場合など、ショートステイの利用が必要と区市町村が認める場合に、所得に関わらず利用料を免除する取組を行うことを補助の要件とする。

平成30年度 子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）概要

区分	子育てひろば事業都単独型	子育てひろば事業一般型	子育てひろば事業連携型
概要	目的	区市町村が地域の子育て家庭に対して、身近な場所につどいの場を提供し、子育て相談事業をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進し、児童及び家庭の福祉向上を図る。	
	役割・分担	常設の子育てひろばを開設し、子育て親子の交流活動など、つどいの場を提供することを目的とする。	効率的かつ効果的に地域の子育て支援のニーズに対応できるよう児童福祉施設・児童福祉事業を実施する施設において、子育て親子の交流活動など、つどいの場を提供することを目的とする。
	基本事業	(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 (2) 子育て等に関する相談、援助の実施 (3) 地域の子育て関連情報の提供 (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の月1回以上の実施（ただし、子育てひろば事業都単独型については年3回以上）	
	選択事業等	(必須事業) ・育児に関する情報交換や子育ての相互協力を行う地域の子育てサークル等の育成・支援 (選択事業) ①子育て支援のための冊子やパンフレットの発行、定期的な広報誌への子育て情報の掲載等による地域住民の意識啓発 ②子育て家庭や地域の保育所又は児童館等に協力するボランティアの育成 ③その他、地域の子育て支援に資する活動	①地域の子育て力を高める取組の実施 ・中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成 ※①の取組を実施する場合は別途加算の対象（ただし、「利用者支援事業」と併せて実施する場合には、加算の対象としない。）
開設時間	週3日以上、かつ1日3時間以上開設	週3日以上、かつ1日5時間以上開設	週3日以上、かつ1日3時間以上開設
実施主体	区市町村 （保育所、児童館を運営している社会福祉法人等への委託可）	区市町村 （区市町村が認めた者へ委託等も可）	
実施施設	保育所・児童館等	公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設等の子育て親子が集う場として適した場所	児童館・児童センターにおける既設の遊戯室、相談室等であって子育て親子が交流し、集う場として適した場所 （児童福祉施設・児童福祉事業を実施する場所）
スペース・設備	保育所・児童館等の機能・スペースを活用して実施。「親子のつどいの場」を提供できる専用スペースの確保に努めること。	概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。設備は授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。	
職員体制	①保育園の園長、主任保育士等の職員、児童館の児童厚生員が兼務 ②又は、相談等のために採用若しくは委嘱した者	専任職員（非常勤可）を2名以上配置する。 （子育て親子の支援に関して意欲があり、子育ての知識と経験を有する者）	専任職員（非常勤可）を1名以上配置する。 （子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者）ただし、連携施設のバックアップを受けることができる体制を整えること。
財政負担	財調算入（区部） 東京都子育て推進交付金（市町村部）	子ども・子育て支援交付金（国1／3、都1／3、区市町村1／3）	
平成30年9月現在設置状況	478か所	342か所	123か所

地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)の現状と課題

- 障害児の利用受け入れを行っている子育てひろばは、総ひろば数のうち約2割程度に留まっている。
- 障害児の受入にあたって、対応を誤ると子供をパニックにさせてしまうことがあるなど、障害を持つ子供やその親に対して、職員がどのように対応すればよいのかわからないという声が多い。
- ひろばを利用したくても、障害児の受け入れに不安を感じて利用できない親子が多い。



障害の有無に関わらず”誰もが”利用できるひろばへ

平成31年度の新たな取組

1 ふらっとひろば事業

- 子育てひろばにおいて障害や発達等に関する相談支援を担当する専門職(ふらっとひろば支援員)を配置し、障害の有無に関わらず、全ての子育て親子が子育てひろばを気軽に利用できる環境を整備する。
- 平成31年度から2年間は4か所のひろばにおけるモデル実施とする。(モデルひろばでの専門職配置による効果を検証し、検証結果を踏まえて平成33年度以降の実施を検討する。)

ふらっとひろば 支援員	【業務】 (1)障害や発達等に関する相談支援、情報の提供、助言 (2)障害児が子育てひろばを利用する際の見守り及びサポート 【資格】 保健師、心理士、その他、障害児の支援や児童の発達に係る相談対応を行うことができる有資格者 【配置人数等】 1ひろばあたり1名を週3回以上配置(一般型は1日あたり5時間以上、連携型は1日あたり3時間以上)
基準額	1ひろばあたり単価:1,276千円(補助率10/10)

【平成31年度予算(案)額】：5,104千円(1,276千円×4自治体)

2 子育てひろば研修の拡充

専門職以外のひろば職員のスキルアップを図り、障害の早期発見と適切な支援につなげるため、東京都が主催する地域子育て支援研修の子育てひろば研修にて、障害児支援に関する研修を新たに実施する。

対象	子育てひろば職員
内容	障害児の支援に関する研修
実施規模	年2回(区部1回、市部1回) 各回定員150名程度



課題

- ・平成30年度より子供食堂に対する補助を開始し、食を通じた子供の交流の場についての支援を行っているが、周囲の視線を気にし、子供食堂に行くことをためらう子供や保護者がいる。
- ・保護者の疾患や経済上の問題により、十分な食事を作れない養育上課題のある家庭がある。
- ・公的な支援につながっておらず、子供の状況が確認できない家庭の現状把握が課題となっている。

取組

公的な支援につながっていない子供のいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士、ボランティア等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援する。

事業内容

支援が必要な家庭に対しアウトリーチ型の食事支援を行っている区市町村に対し、その費用の一部を補助する。

【補助基準額】

10,000千円

（年度途中から事業を開始する場合の補助基準額は、1月あたり833千円として、事業を実施する月数に応じて按分する。例：7月から実施→7,497千円）

【補助率】

1/2

【対象経費】

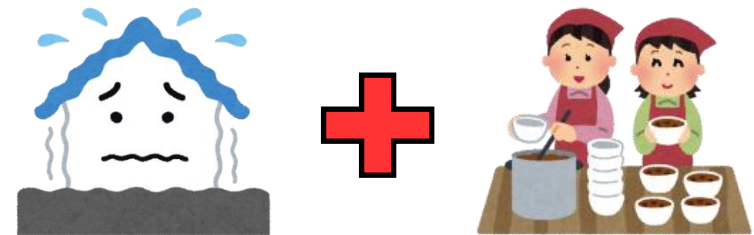
事業実施に必要な経費

実施方法

区市町村包括補助事業により実施

保護者の養育上の問題

家庭に入り食事を提供



食の支援をきっかけとして家庭の中の問題を把握し、必要な支援につなげ、子供の養育環境を整える

児童虐待の早期発見やひとり親家庭等の保護者の支援等、様々な問題に対する複合的なアプローチが可能となる。

令和元年度「子供食堂推進事業」について

事業の目的

- 都内では、多くの民間団体が、地域の子供たちへ食事や交流の場を提供する取組を行っている。
- こうした取組の安定的な実施環境を整備し、地域に根差した子供食堂の活動を支援していく。

事業の概要

事業の内容

子供食堂の運営を支援する区市町村に対し、補助を実施する。

【基準額】 1 食堂あたり年間240千円を上限（240千円＝10千円×月2回×12月）

※活動1回あたり10千円を上限

【補助率】 都10/10（平成30年度から3年間）

※令和3年度（2021年度）以降は都1/2、区市町村1/2

【対象経費】 子供食堂の運営に必要な経費（賃借料・会場使用料、食材費、光熱水費、保険料等）

※人件費は対象外

実施主体

区市町村

主な実施要件

- ① 月に1回以上、定期的に子供食堂を実施すること
- ② 子供又はその保護者が合わせて10名以上参加できる規模で開催すること
- ③ 事業の開始前に管轄の保健所に対し、指導・助言を求めること
- ④ 区市町村が開催または関与する、関係機関等との連絡会に年1回以上参加すること

予算額(案)

子供家庭支援区市町村包括補助事業にて実施



令和元年度「子供の居場所創設事業」について

基本的な考え方

全ての児童やその保護者が気軽に立ち寄れる地域の「居場所」を創設し、子供に対する学習支援や保護者に対する養育支援、食事提供をはじめとした生活支援を行うことで、様々な事情を有する子供と保護者に対して包括的な支援を行い、生活の質の向上と地域全体で子供や家庭を支援する環境を整備する。(平成31年度予算額 280,158千円)

子供の居場所創設事業

児童及びその保護者

全ての児童が学校帰りに気軽に通える施設



子供の居場所（児童館、商店街の空き店舗及び空き家等）

- おおむね午後2時から午後8時まで週5回開所
- 定員はおおむね20名程度とする
- 原則常勤職員2名と非常勤職員2名（※）を配置し以下の業務を行う(実施回数等は地域の実情に応じ変更可)
 - ・学習支援を週5回実施
 - ・保護者に対する子供の養育に必要な知識や公的支援の情報提供、相談・支援
 - ・居場所で調理した食事を夕食の時間帯に週5回提供
 - ・居場所以外の子供食堂（ランチ）を巡回し、要支援課家庭を発見、支援につなげる（任意実施）
 - ・夏休み等の長期休暇に昼食又は朝食の提供（任意実施）

連携・
情報共有

福祉事務所、
子供家庭支援セン
ター等

<補助内容>

		項目	基準額	対象経費	補助率
国 事 業	運営費	基本事業(国事業) (生活困窮者自立支援法の「生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業」)	(1)学習支援 高校受験のための進学支援や、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し (2)居場所の提供 日常生活習慣の形成、社会性の育成、子どもが安心して通える場所の提供 (3)進路相談等 個別の進路相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供 (4)高校中退防止のための支援 個別相談の実施、学習支援の参加者へのフォロー (5)親に対する養育支援 子どもの養育に必要な知識、進学に必要な公的支援の情報提供 (6)小学生等からの早期支援 家庭の事情で学童保育に行けない子供への巡回支援等を通じた家庭全体への支援 (7)その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる事業	事業実施にかかる次の経費(報酬、給与、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、会議費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金)	国1／2 区市1／2
子 供 の 居 場 所 創 設 事 業	運営費	基本事業	学習支援、居場所の提供、親に対する養育支援の3つの事業を、生活困窮世帯を含む全児童を対象とした上で、都が定める各基準を満たして実施する場合(但し、国事業として(1)、(2)、(5)のうち1つ以上を実施することが必要) 1か所あたり最大 20,898千円(但し、国事業の対象経費は差し引く)	事業実施にかかる次の経費(報酬、給料、共済費、報償費、旅費、賃金、職員手当等、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及交付金)	都1／2 区市町村1／2
			食事提供事業	基本分 1か所あたり最大 4,010千円	事業実施にかかる次の経費(報酬、給料、共済費、報償費、旅費、賃金、職員手当等、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及交付金)
		ランチ運営費加算 1か所あたり最大 3,627千円			
		長期休暇時等昼食等加算分 1か所あたり最大 986千円			
	施設整備費	居場所事業の設備補助	基本事業と食事提供事業を合わせて都が定めた要件に基づき実施する場合 1か所あたり 10,000千円	工事請負費、備品購入費、負担金補助及交付金(※)	都10／10

(※)生活困窮者自立支援法で対象となっている経費は除く
(※1)親への養育支援において、保護者との面接及び育児相談を実施する者は社会福祉士、保健師等の資格を有するもの、又は子供の相談援助活動の実務経験が豊富なもの

子供の居場所創設事業全体図

ランチ運営費分
最大3,627千円
(1か所あたり)

地域の 子供食堂



職員が子供食堂
(ランチ)を巡
回し、要支援家
庭の発見、支援
につなげる



子供の居場所 (児童館、商店街の空き店舗及び空き家等)

基本事業
20,898千円(週5日想定)

学習支援事業

おおむね6歳から18歳までの子
供を対象(小学生は必ず対象と
する)に週5回実施



親に対する養育支援事業

保護者に対する子供の養育に
必要な知識や公的支援の情報
提供、養育相談の実施(随時)



食事提供事業

・居場所で調理した食事を夕食
の時間帯に週5回提供
・歯科指導など生活習慣向上に
資する取組



4,010千円(週5回想定)
夏季休暇等の昼食又は朝食加算
986千円



居場所には、原則、
常勤職員2名と
非常勤職員2名を配置

学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)について

概要

共働き家庭などで保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に、放課後の児童館や小学校の余裕教室、公民館などを利用して、適切な遊びや生活の場を与えることで、その健全な育成を図る。【児童福祉法第6条の3第2項】

【設備及び運営に関する基準】（平成26年厚生労働省令第63号。平成27年4月1日施行）

運営主体	規定なし (事業を行おうとする者は、事前に市町村長へ届け出なければならない。)
対象児童	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童 (保護者の疾病・介護・看護・障害も含む)
規模	児童の数は、支援の単位あたりおおむね40人以下とする。(※1)
職員体制	支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置かなければならない。(※2) ただし、1人を除き補助員をもってこれに代えることができる。
開所日数	原則年間250日以上
開所時間	平日(授業日):1日3時間以上 土曜日・長期休暇等(授業の休業日):1日8時間以上
施設・設備	児童1人当たりおおむね1,65㎡以上の専用区画(※3) 支援の提供に必要な設備及び備品(遊具、図書、ロッカー等)



- ※1 支援の単位：学童クラブ事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもので、児童の集団の規模を表す。
- ※2 放課後児童支援員：省令に定める資格等を有し、都道府県が行う研修を修了したもの
- ※3 専用区画：遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画で、部屋又は間仕切り等で区切られたスペース（開所している時間は専ら学童クラブ事業の用に供するものでなければならない。）

【国庫補助について】

《運営費》

子ども：子育て支援交付金
(補助基準額)

1 支援単位当たり年額4,484,000円

※基本分(児童数が36~45人の場合)

(補助率)

国1/3 都1/3 区市町村1/3

(平成31年度予算案) 887.8億円

《整備費》

子ども・子育て支援整備交付金
(補助率)

区市町村が設置者の場合

国1/3 都1/3 区市町村1/3

※待機児童の有無や整備内容により補助率が異なる場合あり

(平成31年度予算案) 157.0億円

経緯

昭和38年度

(都)学童クラブ運営費補助開始

平成3年度

(国)「放課後児童健全育成事業実施要綱」制定

平成10年度

(国)「放課後児童健全育成事業」として法制化
(第二種社会福祉事業に位置づけ)

平成19年度

(国)「放課後子どもプラン」創設
※放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した取組による総合的な放課後対策事業を推進

平成22年度

(都)都型学童クラブ事業開始
※開所時間の延長や職員配置等、都が定めた要件を満たす民営学童クラブに対する補助

平成26年度

(国)「設備及び運営に関する基準」制定
※全国一律の最低基準。各区市町村が基準に基づき条例を制定

(国)「放課後児童クラブ運営指針」策定

※運営にあたっての一定水準の質の確保及び向上のための指針

(国)「放課後子ども総合プラン」策定

※平成31年度末までに放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備することを目標に掲げる

平成27年度

(国)子ども・子育て支援新制度施行

※地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる

※対象児童が6年生まで拡大(従前は概ね10歳未満まで)

【近年の国の動き】

平成29年度

「放課後児童対策に関する専門委員会」による検討開始

※放課後児童クラブのあり方を含め、放課後児童対策について検討(H30.7.27中間とりまとめ発表)

平成30年度

「新・放課後子ども総合プラン」策定

※2019年度から2023年度末までの5年間で約30万人分の受け皿を整備することを目指す。

「平成30年の地方からの提案等に対する対応方針」閣議決定

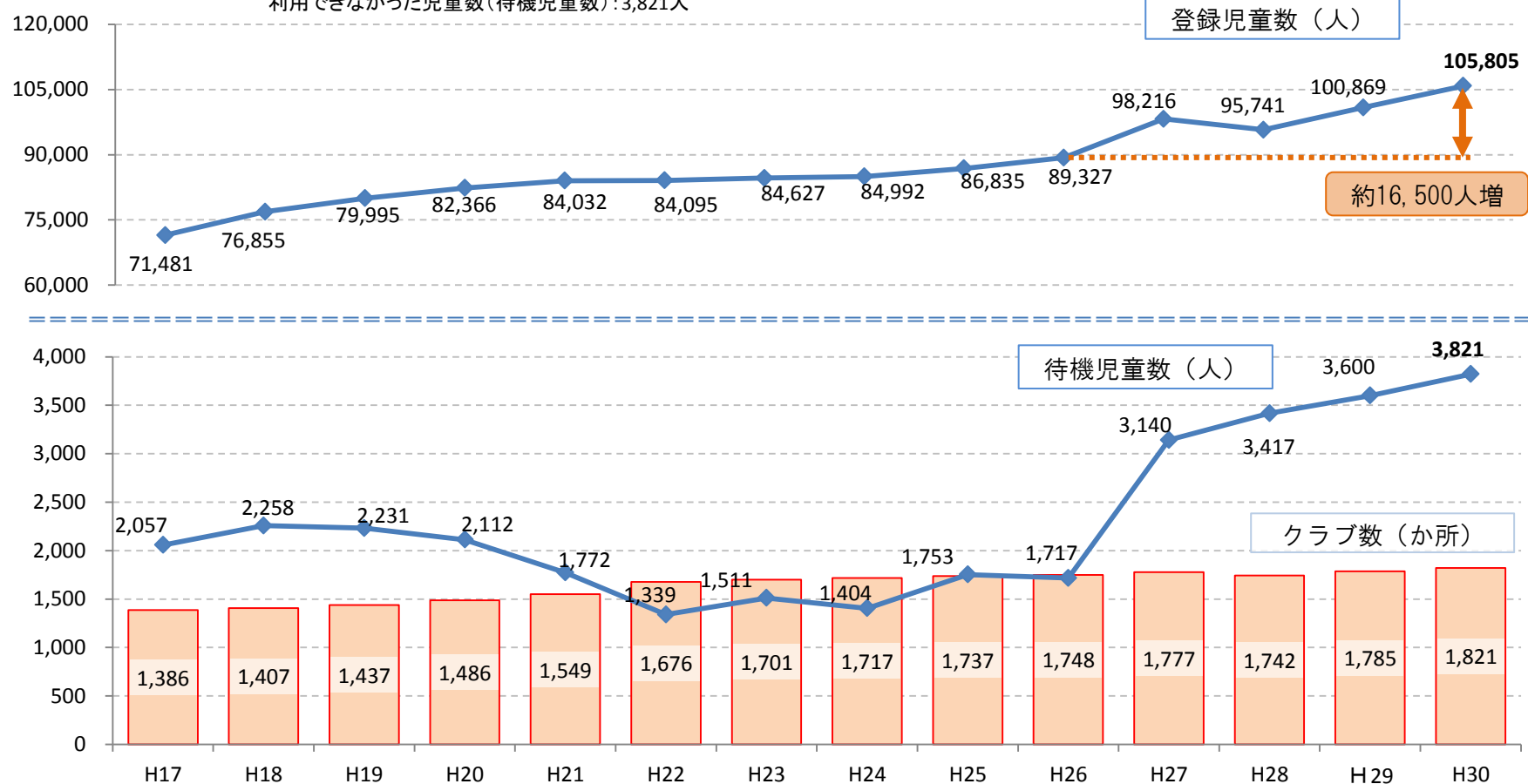
※現行の「従うべき基準」を「参酌すべき基準」とする。(平成32年4月1日施行予定)

東京都子供・子育て支援総合計画

- 総合的な放課後対策を推進し、放課後等の子供たちの安全・安心な居場所を確保する。
- 登録児童数の増加（平成27年度から平成31年度末までに12,000人増→平成29年度中間見直し19,000人増）を図るとともに、時間延長等のニーズに応じた整備を実施し、「小1の壁」への対応を図る。

現状

（平成30年5月1日現在） 登録児童数：105,819人 クラブ数：1,821か所
利用できなかった児童数（待機児童数）：3,821人



学童クラブに対する都の支援

- 国は、待機児童対策として、学童クラブの整備に係る補助（子ども・子育て支援整備交付金）について、待機児童解消のための放課後児童クラブの整備を行う場合に補助率の嵩上げを行っている。（例：区市町村が整備を行う場合に国負担を1/3⇒2/3に嵩上げ）
- 都はさらに、以下の施策を独自に行い、量の拡充と共に質の向上も図っている。

事業名	開始年度	終了年度	内容	補助内容(案)	補助率	(参考)国事業	
						補助内容	補助率
学童クラブ整備費補助事業	平成26年度	平成31年度	学童クラブの整備に係る費用(創設・大規模修繕等に係る工事費等)の補助 ⇒平日午後7時以降開所する学童クラブを創設する場合、設置者の負担を1/2軽減	【学童クラブ整備費補助】 本体工事費27,465千円 等	待機児童解消のための整備(創設)の場合(設置者:区市町村) 国2/3 都1/4 区市町村1/12	【子ども・子育て支援整備交付金】 本体工事費27,465千円 等	待機児童解消のための整備の場合(設置者:区市町村) 国2/3 都1/6 区市町村1/6
学童クラブ事業(設置促進事業)	平成30年度	平成31年度	学童クラブを新たに設置する場合等に係る既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入に係る費用の補助 ⇒待機児童が発生している区市町村等において学童クラブを新設する場合、補助率を嵩上げする。	【子供・子育て支援交付金】 1事業所あたり年額12,000千円 等	国1/3 都1/2 区市町村1/6	【子ども・子育て支援交付金】 1事業所あたり年額12,000千円 等	国1/3 都1/3 区市町村1/3
	平成26年度	平成31年度	⇒平日午後7時以降まで開所する学童クラブを新設する場合、区市町村の負担を1/2軽減		国1/3 都1/2 区市町村1/6		
学童クラブ事業(開設準備支援事業)	平成30年度	平成31年度	待機児童が発生している区市町村等において、学童クラブを新たに実施するための開所準備のために必要となる賃借料を補助	【子供・子育て支援交付金】 1支援の単位あたり年額750千円 ※3か月分	都2/3 区市町村1/3	設置促進事業等で、開所前月分については補助あり	-
都型学童クラブ事業	平成22年度		都の要件を満たす学童クラブについて、国事業に上乗せして都単独で運営費を補助する。	【単独事業】 1支援の単位あたり月額397千円 (児童数が36～45人の場合)	都1/2 区市町村1/2	【子ども・子育て支援交付金】 1支援の単位あたり年額4,484千円 ※基本分(児童数が36～45人の場合)	国1/3 都1/3 区市町村1/3
児童館等を活用した放課後緊急対策事業	平成29年度	平成31年度	児童館等を活用して学童クラブの待機児童等を受け入れ、児童の安全管理等のために必要な職員を配置する。	【子供家庭支援区市町村包括補助事業】 1か所あたり年額2,430千円	都1/2 区市町村1/2	-	-

都型学童クラブ事業について

令和元年5月
東京都福祉保健局

都型学童クラブ事業について

【制度創設の経緯】

- 「小1の壁（時間延長のニーズ）」の解消
～ 制度創設前の平成21年5月1日現在の状況 ～
 - ・18時を過ぎて開所している施設は、全体の2割程度
 - ・延長の実施率は、民設民営が90.6%に対し、公設公営は8.1%
- 著しく低い国庫補助基準額
国庫補助基準額と利用料収入では、運営に要する経費が大幅に不足

平成22年度 都型学童クラブ事業創設

開所時間の延長や常勤の放課後児童支援員の配置などの都が定めた独自の要件を満たす学童クラブ（公設民営・民設民営）に対して、事業実施に要する経費を補助することで、学童クラブ質の向上及び量の拡充を図る。

【平成30年度 厚生労働省令と都型学童クラブ事業の設備・人員基準の比較】

区分	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	都型学童クラブ事業
運営主体	規定なし	民間事業者(受託含む)
開所時間	・平日(授業日)は、1日3時間以上 ・土曜日、長期休暇等(授業の休業日)は、1日8時間以上	・平日(授業日)は午後7時以降まで ・土曜日、長期休暇等(授業の休業日)は、午前8時から午後7時以降まで
開所日数	・原則として、年間250日以上	・日曜日・祝祭日、年末年始を除き、毎日
専用区画	児童1人につきおおむね1.65㎡以上	児童1人につき1.65㎡以上確保
職員体制	・一支援の単位につき、放課後児童支援員を2人以上配置(うち1人を除き、補助員で代替可)。	・一事業所につき、放課後児童支援員のうち1人は常勤職員であること

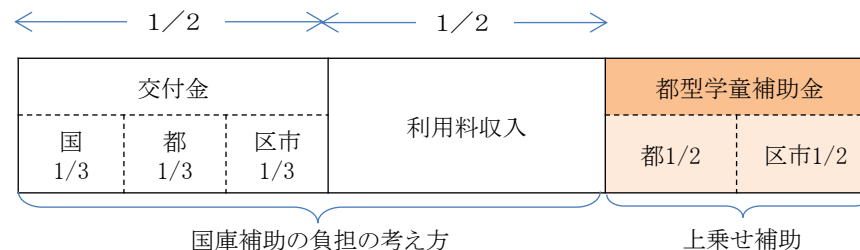
補助内容

【補助基準額】(案)

1支援の単位当たり月額 398千円
※児童数が36人～45人の場合

【補助率】 都 1/2 区市町村 1/2

【参考】



補助実績

平成26年度	20区市	207クラブ
平成27年度	20区市	250クラブ
平成28年度	20区市	279クラブ
平成29年度	21区市	314クラブ
平成30年度	23区市	341クラブ

※平成30年度は交付決定ベース

※国には、開所時間の延長や放課後児童支援員の質の確保を基本とした学童クラブの設置促進に向けて、制度を改善することを要望している。

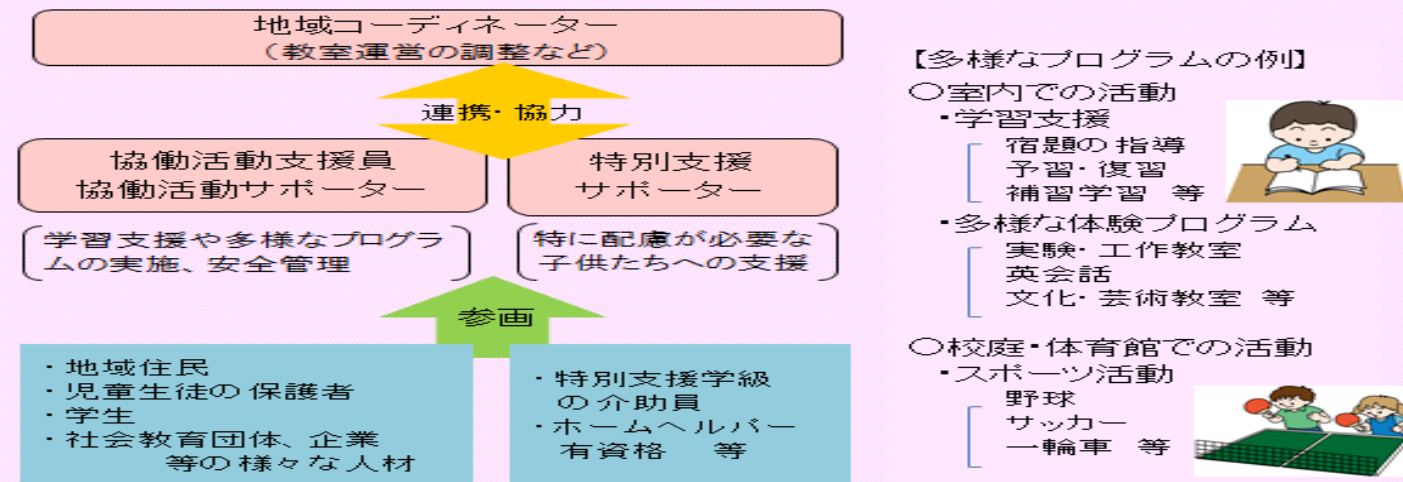
東京都放課後子供教室の概要

放課後子供教室とは

全ての児童を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な児童の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の協力を得て、子供たちに学習、スポーツ・文化活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。

「2020年に向けた実行プラン」、「東京都長期ビジョン」、「東京都教育ビジョン」の計画事業として、平成31年度は1,278箇所（中核市含む）での開設を計画しています。
【事業開始 平成19年度】

<放課後子供教室のイメージ>



<都・区市町村の役割>

- | | |
|-----------------|-------------|
| 東京都 | 区市町村 |
| ○推進委員会の設置 | ○運営委員会の設置 |
| ○コーディネーター等研修の実施 | ○放課後子供教室の実施 |

区市町村の放課後子供教室の実施状況 —平成30年度実績— (都立特別支援学校分を除く)

○実施自治体数：55区市町村	○実施教室数：1,247教室
内訳 区：23 市：26 町：5 村：1	内訳 区：830教室 市：400教室 町：16教室 村：1教室

放課後子供教室と学童クラブとの連携

東京都では、平成19年度から児童に対する総合的な放課後等の対策として「東京都放課後子供プラン」を開始し、教育委員会の「放課後子供教室推進事業」と福祉保健局の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ事業）」を実施してきました。

平成31年度からは、総合的な放課後児童対策である「放課後子ども総合プラン」(H26.7策定)の進捗状況等を踏まえ、これまでの取組を更に推進させるため、国が新たに策定した「新・放課後子ども総合プラン」(H30.9策定)に基づき、両事業を連携して実施しています。

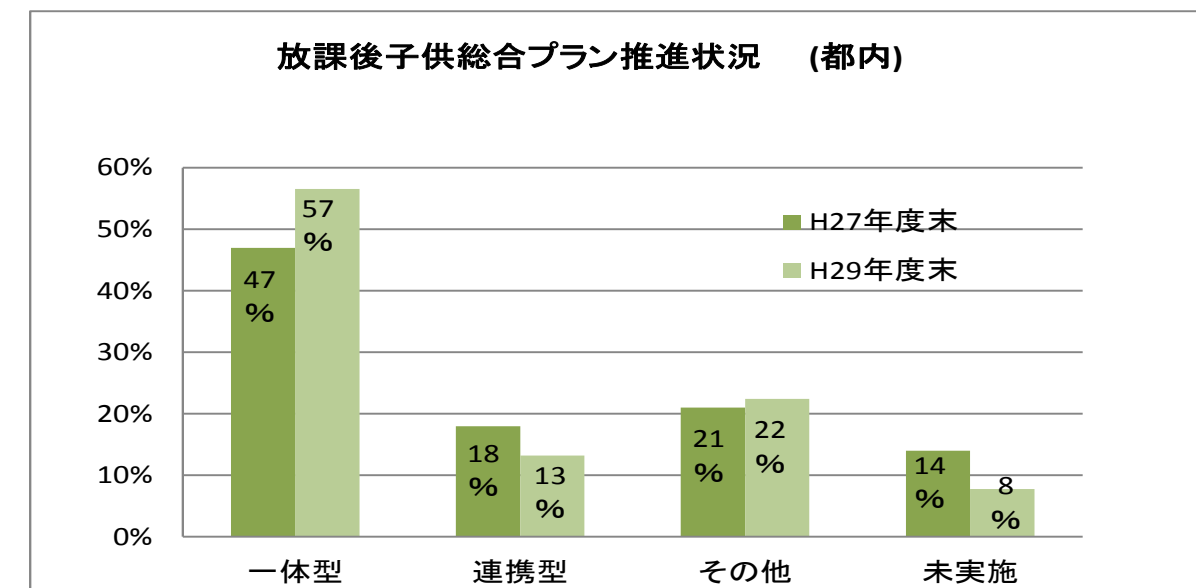
○「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型(※)を中心とした学童クラブと放課後子供教室の計画的な整備等を進める

※一体型とは

全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの

<都内におけるプラン推進状況>



※文部科学省・厚生労働省調査より(H27・H29)

趣旨

- 国の「新・放課後子ども総合プラン」において、一体型を中心とした学童クラブ事業と放課後子供教室の連携に向けて推進が図られている。
- 一体型の実施は、①全ての児童の安全・安心な居場所の確保、②共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、多様な体験ができる、③地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られる等の効果がある。

都として目指すべき一体型における連携のあり方を検証し、より効果的な一体型を推進するため、都型一体型学童クラブ事業をモデル事業として実施する。

事業内容

連携推進員を配置し、年間250日以上開所する放課後子供教室と一体型として実施する学童クラブを都型一体型学童クラブとし、運営費の一部補助を行う。

一体型として実施

都型一体型 学童クラブ

- ◆対象児童は1年生から6年生まで
- ◆都型学童クラブの要件を満たす
(平日19時以降開所、常勤職員の配置、等)



◆連携推進員の配置

両事業の連絡・調整、学校との連絡・調整
児童の居場所・安全管理
共同プログラムの企画・実施(年4回以上) 等

※学童クラブの生活の場としての機能、専用区画は担保

放課後子供教室

◆は補助の要件

◆年間250日以上開所

平成31年度より、年間250日以上開所する放課後子供教室について、事業実施に要する経費を補助する事業を開始(教育庁)

- ◆プログラムは原則
共通プログラムとして実施



【実施方法】 区市町村補助により実施

- ・令和元年度から2年間のモデル実施
(検証結果を踏まえて、令和3年度以降の実施を検討する。)
- ・連携推進員の配置に係る経費を補助
- ・都型学童クラブ事業補助金により補助

年間日数	実施箇所数	補助基準額(1クラブ当たり年額)	補助率
250日	4クラブ	3,038千円	1/2
100日	4クラブ	1,929千円	1/2

※連携推進員を配置する年間日数を2パターン設定し、それぞれの効果を検証する。

利用者支援(体制強化)事業の概要

1. 利用者支援事業（国事業）の概要

事業内容

基本型・特定型

- ア 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施する。
- イ 関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりや、地域の子育て資源の育成、開発等に努める。
- ウ 積極的な広報・啓発活動を実施し、広く周知を図る。
- エ その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行う。

基本型

上記ア～エを実施。

特定型

基本型に準じる。ただし、アについてはその一部を実施し、イについては必ずしも実施を要しない。

母子保健型

- ア ○妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に対応。
○妊娠の届け出の機会を通じて得た情報を基に、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等の支援台帳を作成。
○全ての妊産婦等の状況把握のため各関係機関に出向き、積極的に情報収集に努める。
- イ ○アにより把握した情報に基づき、母子保健サービス等を選定し、情報提供を行う。
○必要に応じて関係機関の担当者に直接繋ぐなど、積極的な関与を行う。
- ウ ○心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者に対する対応方針等について会議等を設け、関係機関と協力して支援プランを策定。
- エ ○支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、保健師等が中心となって関係機関との協議の場を設けると共に、ネットワークづくりを行い、その活用を図る。
○地域において不足している妊産婦等への支援を整備するための体制づくりを行う。

上記ア～エを実施。

補助基準額等（1ヶ所あたり）

専任職員を1事業所1名以上配置することにより、以下の補助を実施する。※補助率…国・都・区市町村：各1/3

(1) 基本型・特定型【基本分】

基本型

7,389,000円

特定型

2,926,000円

(2) 基本型・特定型【加算分】

右記の事業実施に対し、
補助基準額基本分に加算

ア 夜間加算

1,324,000円

イ 休日加算

713,000円

ウ 出張相談支援加算

1,055,000円

エ 機能強化のための取組加算

1,765,000円

オ 多言語対応加算

800,000円

(3) 母子保健型【基本分】

ア 保健師等専門職員を 専任により配置する場合

8,810,000円

イ 保健師等専門職員を 兼任により配置する場合

4,115,000円

(4) 母子保健型【加算分】

ア 多言語対応加算

800,000円

2. 利用者支援体制強化事業（都単独事業）の概要

事業内容

上記、利用者支援事業の基本型及び特定型を対象として、区市町村が同事業の充実のため、年間を通じてその相談場所に専任職員を2名以上配置する場合に、実施体制に応じた補助を行う。

補助基準額等（1人あたり）

ア 常勤専任職員に対する補助

6,042,000円

イ 非常勤専任職員に対する補助

2,328,000円

※補助率…都2/3